

高齢者施設等管理者・施設長 様
介護サービス事業所管理者 様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

高齢者施設等「スマホ検査センター」の運営体制等の変更について

日頃より大阪府政への御理解御協力を賜りお礼申し上げます。

さて、高齢者施設等「スマホ検査センター」については、この度の 5 類感染症への位置づけ変更に伴い、運営体制等を見直し、令和 5 年 5 月 6 日から下記のとおり運用しますので、御案内いたします。

記

1. 検査方法

抗原定性検査（いわゆる検査キット）

2. 検査対象となる症状

次の症状のうち、一つでも該当する場合、検査対象となります。

咳、発熱、筋肉痛、寒気・震え、倦怠感、頭痛、下痢、咽頭痛、息切れ、嗅覚・味覚障害、胸痛、鼻水、くしゃみ *変更なし

3. 検査対象者

別紙 1 の施設の利用者及び別紙 2 に該当する職員

4. 申込み方法

WEB による申込み。次のホームページから申込画面に進んでください。

なお、令和 5 年 5 月 6 日（土曜日）15 時に申込画面を切替える予定です。

ホームページ：<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/coronafukushi/index.html>

*変更なし

5. 検査キットの受取方法

来所または郵送。申込みの際に希望される受取方法を選択してください。

来所希望：申込み後、6. に記載の受取拠点に直接お越しください。

郵送希望：15 時までには申込みいただければ、翌日の午前中に施設等に到着します。

6. 受取拠点の場所及び開所時間

高齢者施設等「スマホ検査センター」

住 所：大阪市中央区大手前 2 丁目 1-59

電話番号：070-1439-7345

開所時間：9 時 30 分～18 時 00 分（毎日）*令和 5 年 5 月 6 日から開所時間を変更します。

メールアドレス：kensasental@medi-staffsup.com

7. 切替えの時期とスケジュール

	抗原定量検査		抗原定性検査	
	申込	検体持込	申込	受取・発送
～5月5日（金・祝）	○	○	×	×
5月6日（土）	12：00まで	14：00まで	15：00から	×
5月7日（日）	×	×	○	○
5月8日（月）～	×	×	○	○

*抗原定性検査の検査キットは令和5年5月7日から発送します。

8. 留意事項

●検査結果について

検査結果は、施設に必ず報告いただき、感染拡大防止に役立ててください。

また、陽性の場合は、医療機関の受診や自宅待機など適切に対応いただきますようお願いいたします。

●サテライトの廃止

府民センタービルを中心に設置をしていた府内11か所のサテライトは、令和5年5月2日をもって廃止します。

●抗原定量検査の受付の終期

これまで実施してきた抗原定量検査の受付の終期は次のとおりです。

期日に間に合わない場合は、令和5年5月6日15時00分から受付をする抗原定性検査をご利用ください。

申込み：令和5年5月6日12時00分まで

検体持込：令和5年5月6日14時00分まで

<参考：スキーム図>



問い合わせ先 代表 06-6941-0351

○スマホ検査センターに関すること

地域福祉推進室 地域福祉課 施策推進グループ
(内線 6657)

○施設等における感染対策に関すること

高齢介護室介護事業者課 施設指導グループ
(内線 4495、4479)

検査対象施設

※いずれも利用者及び職員が対象

対象施設等	
<p>【高齢者福祉サービス等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（地域密着型含む） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・通所介護（地域密着型含む） ・通所リハビリテーション ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・訪問介護 ・訪問入浴介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーション ・訪問リハビリテーション（介護保険サービスを提供している事業所に限る） ・居宅療養管理指導（介護保険サービスを提供している事業所に限る） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・居宅介護支援 ・福祉用具貸与・福祉用具販売 ・地域包括支援センター ・老人福祉センター ・介護予防・生活支援サービス <ul style="list-style-type: none"> - 訪問型サービス - 通所型サービス - その他の生活支援サービス - 介護予防ケアマネジメント
<p>【障がい者福祉サービス等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養介護 ・施設入所支援 ・共同生活援助（グループホーム） ・福祉型障がい児入所施設 ・医療型障がい児入所施設 ・生活介護 ・短期入所 ・重度障がい者等包括支援 ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型） ・就労継続支援（B型） ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・自立生活援助 ・就労定着支援 ・相談支援（一般、特定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・基幹相談支援センター ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ・移動支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・地域活動支援センター ・日中一時支援事業所 ・福祉ホーム ・高次脳機能障がい及びその関連障がいに 対する支援普及事業 ・盲ろう通訳・介助者派遣事業 ・失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 ・障がい者就業・生活支援センター
<p>【救護施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護施設 ・更生施設 ・医療保護施設 ・無料低額宿泊所 	

検査を受ける職員の職種

- | | |
|---------------|------------------|
| ・ 介護職員 | ・ 理学療法士 |
| ・ 生活相談員 | ・ 作業療法士 |
| ・ 調理職員 | ・ 言語聴覚士 |
| ・ 看護職員 | ・ 精神保健福祉士 |
| ・ 機能訓練指導員 | ・ 管理栄養士・ 栄養士 |
| ・ 管理者（施設長） | ・ 歯科衛生士 |
| ・ ケアマネジャー | ・ 心理指導担当職員 |
| ・ 相談支援専門員 | ・ 心理療法担当等直接処遇外職員 |
| ・ サービス提供責任者 | ・ 事務職員 |
| ・ サービス管理責任者 | ・ 医師 |
| ・ 児童発達支援管理責任者 | ・ その他 |
| ・ 生活支援員 | |
| ・ 世話人 | |
| ・ 地域移行支援員 | |
| ・ 職業指導員 | |
| ・ 就労支援員 | |